



2018年6月8日号

目次

(W&B No. 201804CY)

- 1. 最高人民法院の特許権登録・確認審判行政事件審理に関する若干問題の規定(一)(公開意見募集稿)(2018年6月1日)
- 2. 商標業務関係に国家知識産権局の表示を開始(2018年6月8日)
- 3. 2017年度商標年次報告の公示(2018年5月15日)
- 4. 特許出願関係費用(登録時費用の廃止など)の改正予告(2018年8月1日)

【1】 最高人民法院の特許権登録・確認審判行政事件審理に関する若干問題の規定(一)(公開意見募集稿)(2018年6月1日)

最高人民法院は、6月1日付で審判事件に関する行政不服訴訟の審理に関する規定案を公示し、一般的の意見募集を行った。規定が取り上げている事項は最近の行政不服事件の実務でしばしば取り上げられている主な問題であり、審理の範囲、クレーム解釈、法律の適用、判決方法と効果、証拠の規則などを対象にしており、第3条、第6条、第8条、第10条、第14条、第16条、第20条、第29条、第37条、第38条、第39条は注目される条項と言える。

意見募集は7月1日までであり、誰でも書面や電子メールで提案を送ることができる。

下記はご理解の参考のための仮訳である。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-99342.html>

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2018/06/id/3324334.shtml>

<p>最高人民法院关于审理专利授权确权行政案件若干问题的规定(一)(公开征求意见稿)</p>	<p>最高人民法院の特許権登録・確認審判行政事件審理に関する若干問題の規定(一)(公開意見募集稿) 公示:2018年6月1日</p>
<p>为正确审理专利授权确权行政案件,根据《中华人民共和国专利法》《中华人民共和国行政诉讼法》等法律规定,结合审判实践,制定本规定。</p>	<p>特許権登録・確認審判行政事件を正しく審理するため、「中華人民共和國特許法」、「中華人民共和國行政訴訟法」などの法律規定に基づき、本規定を制定する。</p>
<p>第一条 本规定所称专利授权行政案件,是指专利申请人因不服国务院专利行政部门专利复审委员会(以下简称专利复审委员会)作出的复审请求审查决定,向人民法院起诉的案件。</p> <p>本规定所称专利确权行政案件,是指专利权人或者无效宣告请求人因不服专利复审委员会作出的无效宣告请求审查决定,向人民法院起诉的案件。</p>	<p>第1条 本規定に言う特許権登録審判行政事件とは、特許出願人が國務院特許行政部門特許復審委員會(以下、專利復審委員會と略称する)の下した再審請求の審決に不服で、人民法院に起訴した事件を指す。</p> <p>本規定で言う特許権確認審判行政事件とは、特許権者或いは無効宣言申立人が專利復審委員會の下した無効宣言請求の審決に不服で、人民法院に起訴した事件を指す。</p>
<p>第二条 人民法院审理专利授权确权行政案件的范围,一般应当根据原告的诉讼请求及理由确定。专</p>	<p>第2条 人民法院特許権登録審判確認行政事件で審理する範囲を通常原告の訴訟請求及び理由に基づき</p>

<p>利复审委员会的相关认定存在明显不当，但原告在诉讼中未主张的，人民法院在各方当事人陈述意见后，可以对相关事由进行审查并作出裁判。</p>	<p>確定しなければならない。專利復審委員會の関連する認定に明らかに不合理が存在するものの、原告が訴訟中に主張していない場合、人民法院は当事者双方に意見を陳述させた後に、関連する事由の審査を進めるとともに判決を下すことができる。</p>
<p>第三条 人民法院审理专利授权行政案件，一般应当以本领域技术人员所理解的通常含义界定权利要求的用语。权利要求采用自定义词且说明书及附图有明确定义或者说明的，从其界定。</p> <p>人民法院审理专利确权行政案件，可以运用权利要求书、说明书及附图界定权利要求的用语。说明书及附图对权利要求用语有特别界定的，从其界定。专利审查档案可以用于解释权利要求的用语。以上述方法仍无法界定的，可以结合本领域技术人员通常采用的技术词典、技术手册、工具书、教科书、国家或者行业技术标准等界定。</p> <p>（方案二：对于权利要求用语，人民法院一般应当以本领域技术人员所理解的通常含义界定。权利要求书采用自定义词且说明书及附图有明确定义或者说明的，从其界定。）</p>	<p>第3条 人民法院は特許権登録審判行政事件を審理する場合、通常請求項の用語を当業者が一般的に理解する意味で定義しなければならない。請求項に独自に定義をした用語を用いるとともに明細書及び付属図面に明確な定義或いは説明がある場合、その定義に従うものとする。</p> <p>人民法院は特許権確認審判行政事件を審理する場合、クレーム、明細書及び付属図面を利用して、請求項の用語を定義することができる。明細書及び付属図面に請求項の用語に対する特別の定義がある場合、その定義に従うものとする。特許審査ファイルも請求項の用語の解釈に用いることができる。上記の方法をもってしても定義できない場合、当業者が一般的に利用する技術辞典、技術ハンドブック、参考書、教科書、国家或いは業界標準などでの定義を組合せることができる。</p> <p>（案2：請求項の用語について、人民法院は通常当業者が一般的に理解する意味で定義しなければならない。クレームに独自に定義をした用語を用いるとともに明細書及び付属図面に明確な定義或いは説明がある場合、その定義に従うものとする。</p>
<p>第四条 人民法院在确定权利要求用语的含义时，可以参考专利权人在专利侵权诉讼程序中对权利要求内容的陈述。</p>	<p>第4条 人民法院が請求項の用語の意味を確定する時、特許権者が特許権侵害訴訟手続き中に請求項の内容になした陳述を参考とすることができる。</p>
<p>第五条 对于权利要求书、说明书及附图中的语法、文字、数字、标点、图形、符号等明显错误，本领域技术人员通过阅读权利要求书、说明书及附图可以得出唯一理解的，人民法院应当根据该唯一理解认定。</p>	<p>第5条 クレーム、明細書及び付属図面中の語法、文字、数字、句読点、図形、符号などの明らかな誤りについて、当業者がクレーム、明細書及び付属図面を読み唯一に理解できる場合、人民法院は当該唯一の理解に基づき認定しなければならない。</p>
<p>第六条 有证据证明专利申请人、专利权人违反诚实信用原则，恶意伪造、变造说明书及附图中的具体实施方式、数据、图表等有关技术内容，当事人据此主张说明书不符合专利法第二十六条第三款的规定，相关权利要求应当宣告无效的，人民法院应予支持。</p>	<p>第6条 特許出願人、特許権者が信義誠実の原則に違反し、明細書及び付属図面中の具体的実施方法、データ、図表など関連のある技術内容を悪意で偽造や変造していることを証明する証拠があり、当事者がこれを根拠に明細書が特許法第26条第3項の規定に該当せず、関連する請求項が無効とされなければならないと主張</p>

	<p>する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。</p>
<p>第七条 说明书、附图未充分公开特定的技术内容，导致本领域技术人员不能实施权利要求限定的技术方案，或者经过有限的试验仍不能确认权利要求限定的技术方案能够解决专利所要解决的技术问题的，人民法院应当认定说明书不符合专利法第二十六条第三款的规定。但是，说明书未充分公开的技术内容与权利要求限定的技术方案无实质性关联的除外。</p>	<p>第 7 条 明細書、付属図面が特定の技術内容を十分に開示していないために、当業者が請求項で限定される技術案を実施できない、或いは限られた試験で請求項に限定される技術案に基づく特許の解決する技術的課題が解決されることを確認できない場合、人民法院は明細書が特許法第 26 条第 3 項の規定に該当しないと認定しなければならない。但し、明細書が技術内容を十分に開示していないことと請求項が限定する技術案とが実質的に関係がない場合は除く。</p>
<p>第八条 有下列情形之一的，人民法院应当认定权利要求不符合专利法第二十六条第四款关于权利要求书清楚的规定：</p> <p>（一）权利要求限定的发明主题类型不唯一或者不明确的；</p> <p>（二）不能确定权利要求中技术特征的含义的；</p> <p>（三）技术特征之间存在明显矛盾且无法合理解释的。</p>	<p>第 8 条 下記の事情のいずれかがある場合、人民法院は請求項が特許法第 26 条第 4 項のクレームの明瞭性の規定に該当しないと認定しなければならない。</p> <p>(1) 請求項が限定する発明の主題の類型が唯一でない或いは不明確である場合；</p> <p>(2) 請求項中の技術的特徴の意味を確定することができない場合；</p> <p>(3) 技術的特徴間に明確な矛盾があり合理的に解釈できない場合。</p>
<p>第九条 本领域技术人员阅读说明书及附图后，不能直接得到或者合理概括得出权利要求限定的技术方案的，人民法院应当认定该权利要求不符合专利法第二十六条第四款关于权利要求书以说明书为依据的规定。</p> <p>本领域技术人员阅读说明书及附图后，无法合理预见权利要求所涵盖的所有实施方式均能够解决说明书记载的所要解决的技术问题的，人民法院应当认定属于前款所称的不能合理概括得出。</p>	<p>第 9 条 当業者が明細書及び付属図面を読んだ後、請求項が限定する技術案を直接的に得られない或いは合理的に概括できない場合、人民法院は当該請求項が特許法第 26 条第 4 項のクレームは明細書に基づくとの規定に該当しないと認定しなければならない。</p> <p>当業者が明細書及び付属図面を読んだ後、請求項に包含される実施方法が明細書に記載された解決すべき技術的課題を解決すると合理的に予見できない場合、人民法院は前項で言う合理的に概括できないものに属すると認定しなければならない。</p>
<p>第十条 说明书记载的部分具体实施方式不能解决专利所要解决的技术问题，但本领域技术人员阅读说明书及附图后，在申请日无需经过过度劳动即可合理预见权利要求涵盖的其他所有具体实施方式均能够解决专利所要解决的技术问题，并达到相同的技术效果，当事人据此主张该权利要求符合专利法第二十六条第四款关于权利要求书以说明书为依据的规定的，人民法院一般应予支持。</p>	<p>第 10 条 明細書に記載された具体的実施方法の一部が特許の解決すべき技術的課題を解決できないものの、当業者が明細書及び付属図面を読んだ後、出願日の時点で過度な労働を伴うことなく請求項に包含されるその他の具体的実施方法は特許の解決すべき技術的課題を解決するとともに、均等の技術的效果を達成することを直ちに合理的に予見できる場合に、当事者がこれにより当該請求項は特許法第 26 条第 4 項のクレームが明細書に基づくとの規定に該当すると主張する場合、通常人民法院はこれを支持しなければならない。</p>

<p>第十一条 说明书记载的技术内容相互矛盾，导致本领域技术人员无法确认其能否解决专利所要解决的技术问题，当事人依据该技术内容主张相关权利要求符合专利法第二十六条第四款规定的，人民法院不予支持。</p>	<p>第 11 条 明細書に記載された技術内容が相互に矛盾があり、当業者が特許の解決すべき技術的課題を解決できるか否かを確認できない場合に、当事者が当該技術内容に基づき関連する請求項は特許法第 26 条第 4 項の規定に該当すると主張する場合、人民法院はこれを支持しない。</p>
<p>第十二条 对于权利要求中以功能或者效果限定的技术特征，说明书、附图未记载实现该功能或者效果的任何具体实施方式，且本领域技术人员仅根据权利要求书、说明书及附图无法确定其含义，当事人据此主张该权利要求不符合专利法第二十六条第四款规定的，人民法院应予支持。</p>	<p>第 12 条 請求項の機能或いは効果を限定する技術的特徴について、明細書、付属図面に当該機能或いは効果を実現する実施方法の記載がなく、かつ当業者がクレーム、明細書及び付属図面からその意味を確定できない場合に、当事者が当該請求項は特許法第 26 条第 4 項の規定に該当しないと主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。</p>
<p>第十三条 化学发明专利申请人、专利权人在申请日以后提交实验数据，用于进一步证明说明书记载的技术效果已经被充分公开，且该技术效果是本领域技术人员在申请日根据说明书、附图以及公知常识能够确认的，人民法院一般应予审查。</p> <p>化学发明专利申请人、专利权人在申请日以后提交实验数据，用于证明专利申请或专利具有与对比文件不同的技术效果，且该技术效果是本领域技术人员在申请日从专利申请文件公开的内容可以直接、毫无疑问地确认的，人民法院一般应予审查。</p>	<p>第 13 条 化学の発明の特許出願人や特許権者が出願日以降に実験データを提出して、明細書に記載された技術的效果が十分に開示されていることを更に証明するとともに、当該技術的效果を当業者が出願日の時点で明細書、付属図面及び公知常識に基づき確認できる場合、人民法院は通常審査をしなければならない。</p> <p>化学の発明の特許出願人や特許権者が出願日以降に実験データを提出して、特許出願或いは特許が対比文献と異なる技術的效果があることを証明するとともに、当該技術的效果を当業者が出願日の時点で特許出願文書に開示された内容から直接、少しも疑う余地なく確認できる場合、人民法院は通常審査をしなければならない。</p>
<p>第十四条 当事人提交实验数据的，人民法院可以要求其举证证明实验数据的来源和形成过程，包括实验原料及其来源，实验步骤、条件或者参数，实验人员和场所等足以影响其真实性的因素。</p> <p>当事人对实验数据的真实性有争议的，人民法院可以依法委托具有资质的机构鉴定。</p>	<p>第 14 条 当事者が実験データを提出する場合、人民法院は実験材料及びその出所、実験手順や条件或いはパラメータ、実験担当者や場所などその真実性の要因に影響のある実験データの出所と形成過程を証明する証拠の提出を求めることができる。</p> <p>当事者に実験データの真実性に争いがある場合、人民法院は法に基づき資質のある鑑定機構に委託することができる。</p>
<p>第十五条 专利申请人对于说明书、附图的修改，明确记载在原说明书、附图、权利要求书中，或者属于本领域技术人员能够直接、毫无疑问地确定的内容的，人民法院应当认定该修改符合专利法第三十三条的规定。</p>	<p>第 15 条 特許出願人による明細書、付属図面の補正が、原明細書、付属図面、クレーム中に明確に記載されている、或いは当業者が直接、少しも疑う余地なく内容を確認できる場合、人民法院は当該補正が特許法第 33 条の規定に該当すると認定しなければならない。</p>

<p>第十六条 专利申请人对权利要求进行修改, 修改后的权利要求符合专利法第二十六条第四款所称“以说明书为依据”的, 人民法院应当认定该修改符合专利法第三十三条的规定。</p>	<p>第 16 条 特許出願人が請求項を補正し、補正後の請求項が特許法第 26 条第 4 項に言う「明細書に基づき」に該当する場合、人民法院は当該補正が特許法第 33 条の規定に該当すると認定しなければならない。</p>
<p>第十七条 说明书记载的背景技术一般不视为专利法第二十二条第二款所称的现有技术, 但有证据证明其在申请日前公开的除外。</p> <p>对比文件公开的内容, 包括对比文件明确记载以及本领域技术人员能够直接、毫无疑义地确定的技术内容。</p>	<p>第 17 条 明細書に記載された背景技術を通常特許法第 22 条第 2 項に言う従来技術とは見做さない、但しその出願日前に公開されたことを証明する証拠がある場合は除く。</p> <p>对比文献で開示された内容には、对比文献に明確に記載され、当業者が直接、少しも疑う余地なく確定できる技術内容が含まれるものとする。</p>
<p>第十八条 人民法院一般应当根据权利要求的内容, 结合专利的主题名称、技术方案所实现的技术功能和用途, 并参考专利在国际专利分类表中的最低位置, 确定技术领域。</p>	<p>第 18 条 人民法院は通常請求項の内容、特許の主題名称、技術的機能と用途を実現する技術案、並びに国際特許分類表の特許の最下位概念(サブグループ)を参考に技術分野を確定しなければならない。</p>
<p>第十九条 人民法院应当根据说明书、附图记载的权利要求与最接近现有技术的区别技术特征所产生的技术效果, 结合本领域技术人员对专利技术方案的整体理解, 认定权利要求实际解决的技术问题。</p> <p>说明书、附图未明确记载该区别技术特征所产生的技术效果的, 可以结合本领域的公知常识、区别技术特征与其他技术特征的关系、区别技术特征在专利技术方案中的作用等认定。</p> <p>权利要求实际解决的技术问题是为现有技术提供替代方案的, 可以不要求其具有比现有技术更好的技术效果。</p>	<p>第 19 条 人民法院は明細書、付属図面記載された請求項と最も近い従来技術の区別できる技術的特徴から生じる技術的效果に基づき、当業者による特許技術案の全体的理解を組合せて、請求項が実際に解決する技術的課題を認定しなければならない。明細書、付属図面に当該区別できる技術的特徴から生じる技術的效果を明確に記載していない場合、当該技術分野の公知常識と組合せることで、区別できる技術的特徴とその他の技術的特徴の関係、区別できる技術的特徴が特許技術案での作用などを認定することができる。</p> <p>請求項が実際に解決する技術的課題が従来技術の代替案である場合、従来技術に比べてより好ましい技術的效果があることを求めなくともかまわない。</p>
<p>第二十条 对于权利要求实际解决的技术问题, 现有技术整体上给出技术启示的, 人民法院应当认定该权利要求不符合专利法第二十二条第三款的规定。</p> <p>有下列情形之一的, 人民法院可以认定存在前款所称的技术启示:</p> <p>(一) 现有技术公开了区别技术特征, 且公开了该区别技术特征能够解决权利要求实际解决的技术问题的;</p> <p>(二) 区别技术特征属于本领域的公知常识的, 但有相反证据证明本领域技术人员不容易想到将该公</p>	<p>第 20 条 請求項が実際に解決する技術的課題について、従来技術が全体的に技術的示唆を示している場合、人民法院は当該請求項が特許法第 22 条第 3 項(進歩性)の規定に該当しないと認定しなければならない。</p> <p>下記の事情のいずれかがある場合、人民法院は前項で言う技術的示唆があると認定することができる:</p> <p>(1) 従来技術に区別できる技術的特徴が開示されるとともに、開示されている当該区別できる技術的特徴が請求項の技術的課題を実際に解決できる場合;</p> <p>(2) 区別できる技術的特徴が当該技術分野で公知常識である場合、但し、当業者が当該公知常識を最も近い</p>

<p>知常識应用于最接近的现有技术的除外；</p> <p>（三）从现有技术中公开的范围内有目的地选出现有技术未明确提及的部分，但不具有预料不到的技术效果的。</p>	<p>従来技術に適用できることを容易に想到できないことを反証する証拠がある場合は除く；</p> <p>(3) 従来技術で開示された範囲に明示的に言及されていない部分が意図的に選択されている場合、但し、予期しない技術的效果を具有しないこと。</p>
<p>第二十一条 人民法院认定一般消费者对于外观设计所具有的知识水平和认知能力时，一般应当考虑外观设计专利产品的设计空间。</p> <p>对于前款所称设计空间的认定，人民法院可以综合考虑下列因素：</p> <p>（一）产品的功能、用途；</p> <p>（二）现有设计的密集程度；</p> <p>（三）惯常设计；</p> <p>（四）法律、行政法规的强制性规定；</p> <p>（五）国家、行业技术标准。</p>	<p>第 21 条 人民法院が一般消費者の有する意匠に対する知識水準と認知能力を認定する場合、通常意匠特許製品の設計の自由度を考慮しなければならない。</p> <p>前項で言う設計の自由度を認定する場合、人民法院は下記に掲げる要素を総合的に考慮しなければならない：</p> <p>(1) 製品の機能、用途；</p> <p>(2) 従来意匠の密集度；</p> <p>(3) 常用設計；</p> <p>(4) 法律、行政法規による強制規定；</p> <p>(5) 国家、業界の技術標準。</p>
<p>第二十二条 仅由技术功能决定的设计特征，对于外观设计专利的整体视觉效果一般不具有影响，但该设计特征与其他设计特征的位置关系除外。该设计特征包括：</p> <p>（一）实现技术功能的唯一或者不可选择的设计特征；</p> <p>（二）实现技术功能的设计特征虽非唯一或者不可选择，但对其之间的选择变换并非基于视觉效果。</p>	<p>第 22 条 技術的機能のみにより決定される意匠設計の特徴は意匠特許の全体的視覚効果に通常影響を及ぼさない、但し、当該意匠設計の特徴とその他の意匠設計の特徴の位置関係は除く。当該意匠設計の特徴には下記が含まれる：</p> <p>(1) 技術的機能を実現する唯一或いは選択せざるを得ない意匠設計の特徴；</p> <p>(2) 技術的機能を実現するための唯一でも或いは選択せざるを得ないものでもない意匠設計の特徴、但し、それらの選択は視覚的效果に基づくものでない場合。</p>
<p>第二十三条 外观设计专利的图片、照片相互矛盾或者模糊不清，导致一般消费者无法根据图片、照片及简要说明确定所要保护的外观设计的，人民法院应当认定其不符合专利法第二十七条第二款的规定。</p>	<p>第 23 条 意匠特許の図面、写真が相互に矛盾或いは不鮮明なために、一般消費者が意匠の保護範囲を図面、写真及び簡単な説明に基づき確定できない場合、人民法院はそれを特許法第 27 条第 2 項の規定に該当しないと認定しなければならない。</p>
<p>第二十四条 外观设计专利与相同或者相近种类产品的一项现有设计相比，整体视觉效果相同或者仅具有细微区别等实质相同的情形的，人民法院应当认定其构成专利法第二十三条第一款规定的“属于现有设计”。</p> <p>外观设计专利与相同或者相近种类产品的一项现有设计相比，二者的差别对整体视觉效果不具有显著影响的，人民法院应当认定其与该现有设计相比不具有专利法第二十三条第二款规定的“明显区</p>	<p>第 24 条 意匠特許を同一或いは類似する種類の製品の従来意匠の一つと対比し、全体的視覚効果が同一或いは微細な差異などのみで実質的に同一の状況である場合、人民法院はそれを特許法第 23 条第 1 項に規定する「従来意匠に属する」を構成すると認定しなければならない。</p> <p>意匠特許を同一或いは類似する種類の製品の従来意匠の一つと対比し、両者の違いが全体的視覚効果に顕著な影響を及ぼさない場合、人民法院はそれを特許</p>

別”。	法第 23 条第 2 項に規定する「明らかな差異」を有しないと認定しなければならない。
第二十五条 外观设计专利与相同类别产品上同日申请的另一项外观设计专利相比,整体视觉效果相同或者仅具有细微区别等实质相同的情形的,人民法院应当认定其不符合专利法第九条关于“同样的发明创造只能授予一项专利权”的规定。	第 25 条 意匠特許を同一分類の製品に同日に出願された別の意匠特許の一つと対比し、全体的視覚効果が同一或いは微細な差異などのみで実質的に同一の状況である場合、人民法院はそれを特許法第 9 条の「同一の発明創造には一つの特許権のみ付与される」に関する規定に該当しないと認定しなければならない。
第二十六条 外观设计专利与申请日前提出申请、以后公告,且属于相同或者相近种类产品的一项外观设计专利文件相比,整体视觉效果相同或者仅具有细微区别等实质相同的情形的,人民法院应当认定其构成专利法第二十三条第一款规定的“同样的外观设计”。	第 26 条 意匠特許を出願日前に出願され、後に公告され、かつ同一或いは類似する種類の製品の意匠特許の一つと対比し、全体的視覚効果が同一或いは微細な差異などのみで実質的に同一の状況の場合、人民法院はそれを特許法第 23 条第 1 項に規定する「同様の意匠」を構成すると認定しなければならない。
<p>第二十七条 根据现有设计整体上给出的设计启示,一般消费者能够容易想到对设计特征进行转用、拼合或者替换,获得整体视觉效果相同或者仅有细微区别的外观设计,且不具有独特视觉效果的,人民法院应当认定外观设计专利与现有设计特征的组合不具有明显区别。</p> <p>具有下列情形之一的,人民法院可以认定存在前款所称的设计启示:</p> <p>(一) 将单一自然物的特征直接转用于外观设计专利产品的;</p> <p>(二) 现有设计公开了将特定类别产品的设计特征转用于专利产品的;</p> <p>(三) 将相同类别产品上不同部分的设计特征进行简单拼合或者替换的;</p> <p>(四) 现有设计公开了将特定类别产品的外观设计特征进行简单组合的;</p> <p>(五) 将现有的单一图案直接用于外观设计专利产品的。</p>	<p>第 27 条 従来意匠の全体から受ける設計の示唆に基づき、一般消費者が意匠設計の特徴の転用、結合或いは交換することに容易に想到し、全体的視覚効果が同一或いは微細な差異などのみで意匠が得られ、かつ独特の視覚的效果を有しない場合、人民法院は意匠特許と従来意匠設計の特徴の組合せには明確な差異がないと認定しなければならない。</p> <p>下記の事情のいずれかがある場合、人民法院は前項で言う設計の示唆があると認定することができる:</p> <p>(1) 単一の自然物の特徴を意匠特許製品に直接転用している場合;</p> <p>(2) 従来意匠で開示されている特定分類の製品の意匠設計の特徴を特許製品に転用している場合;</p> <p>(3) 同一分類の製品の異なる部分の意匠設計の特徴を簡単に結合或いは交換している場合;</p> <p>(4) 従来意匠で公開されている特定分類の製品の意匠設計の特徴を簡単に組合わせている場合;</p> <p>(5) 既存の単一の図案を意匠特許製品に直接用いている場合。</p>
<p>第二十八条 人民法院在认定本规定第二十七条所称的独特视觉效果时,可以综合考虑下列因素:</p> <p>(一) 现有设计的整体状况;</p> <p>(二) 设计空间;</p> <p>(三) 产品类别的关联度;</p> <p>(四) 组合的设计特征的数量和难度;</p>	<p>第 28 条 人民法院が本規定の第 27 条に言う独特の視覚的效果を認定する場合、下記の要素を総合的に考慮することができる:</p> <p>(1) 従来意匠の全体的状況;</p> <p>(2) 設計の自由度;</p> <p>(3) 製品の分類の関連度;</p>

<p>(五) 转用、拼合、替换对产品功能的影响； (六) 是否存在难以克服的困难。</p>	<p>(4) 組合わされた意匠設計の特徴の数と難易度； (5) 製品の機能への転用、結合、交換の影響； (6) 克服の困難度の存否。</p>
<p>第二十九条 专利法第二十三条第三款所称的合法权利，包括作品、商标、地理标志、企业名称、商号、肖像、知名商品特有的名称、包装或者装潢等。</p> <p>无效宣告请求人提交的证据能够证明存在专利法第二十三条第三款规定的权利冲突的情形，专利权人以其并非在先合法权利人或者利害关系人为由，主张其无权提出无效宣告请求的，人民法院不予支持。</p> <p>(第二款之方案二：无效宣告请求人提交的证据不能证明其系专利法第二十三条第三款规定的在先合法权利人或者利害关系人，专利权人据此主张其无权提出无效宣告请求的，人民法院应予支持。)</p>	<p>第 29 条 特許法第 23 条第 3 項で言う合法的権利には、作品、商標、地理的表示、企業名称、商号、肖像、有名商品の独創的名称、包装或いは装飾などが含まれる。</p> <p>無効宣言申立人が特許法第 23 条第 3 項に規定する権利衝突の状況を証明できる証拠を提出した場合、特許権者はそれが先の合法的権利者或いは利害関係者ではないことを理由に無効宣言を申立てる権利がないと主張する場合、人民法院はこれを支持しない。</p> <p>(第二項の案2：無効宣言申立人が提出した証拠がその関係する特許法第 23 条第 3 項に規定する先の合法的権利者或いは利害関係者を証明できない場合、特許権者はこれに基づき無効宣言を申立てる権利がないと主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。)</p>
<p>第三十条 当事人主张专利复审委员会的下列情形属于行政诉讼法第七十条第三项规定的“违反法定程序”的，人民法院应予支持：</p> <p>(一) 遗漏当事人提出的事实和理由，对当事人权利产生实质性影响的；</p> <p>(二) 同一复审程序或者无效宣告请求程序中未告知合议庭成员，经审查确有应当回避事由而未回避的；</p> <p>(三) 未通知适格当事人参加同一复审程序或者无效宣告请求程序，该当事人明确提出异议的。</p>	<p>第 30 条 当事者が専利復審委員会の下記の状況は行政訴訟法第 70 条第 3 項に規定する「法廷手続き違反」に属すると主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない：</p> <p>(1) 当事者が提出した事実と理由を遺漏し、当事者の権利に実質的な影響を生じさせた場合； (2) 同一の再審請求手続き或いは無効宣言手続き中に、合議体構成員に通知せず、審査を経て、回避されなければならない事由が回避されなかった場合； (3) 適格な当事者に同一の再審請求手続き或いは無効宣言手続きへの参加を通知せず、当該当事者が明らかに異議を申出た場合。</p>
<p>第三十一条 专利复审委员会超出无效宣告请求人或复审理人主张的事实和理由进行审查，且不属于依法可以依职权审查的情形，当事人主张属于行政诉讼法第七十条第四项规定的“超越职权”的，人民法院应予支持。</p>	<p>第 31 条 専利復審委員会が無効宣言申立人或いは再審申立人が主張する事実と理由を超えて審査を進めるとともに、法に基づき職権で審査することができる状況に属さない場合に、当事者が行政訴訟法第 70 条第 4 項の「職権を超えた」の規定に属すると主張した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。</p>
<p>第三十二条 有下列情形之一的，人民法院可以根据行政诉讼法第七十条的规定，判决撤销专利复审委员会所作决定中的错误部分：</p>	<p>第 32 条 下記の事情のいずれかがある場合、人民法院は行政訴訟法第 70 条の規定に基づき、専利復審委員会の下した審決の誤った部分を取り消す判決を下すこ</p>

<p>(一) 決定对于权利要求书中的部分权利要求的认定错误, 其余正确的;</p> <p>(二) 決定对于专利法第三十一条第二款规定的一件外观设计专利申请中的部分外观设计认定错误, 其余正确的。</p>	<p>とができる:</p> <p>(1) 審決のクレーム中の請求項に対する認定に部分的に誤りがあり、それ以外は正しい場合;</p> <p>(2) 審決の特許法第 31 条第 2 項に規定する意匠特許出願の意匠の認定に部分的に誤りがあり、それ以外は正しい場合。</p>
<p>第三十三条 专利复审委员会对于涉案的全部无效理由及证据审查后决定宣告专利权无效, 人民法院认为决定中认定专利权无效的理由均不能成立的, 应当判决撤销该决定, 不再判决专利复审委员会重新作出决定。专利权人在上述决定或者生效判决书向其送达以后转让、质押、许可该专利权, 当事人主张该行为没有权利基础的, 人民法院不予支持。</p>	<p>第 33 条 專利復審委員會が事件に関連する全て無効理由及び証拠を審査後に特許権無効の審決を宣言したが、人民法院が審決の特許権の無効理由の認定が成立しないと認める場合、当該審決を取消す判決を下し、專利復審委員會は再度審決を下すことはない。特許権者が上述の審決或いは有効な判決書が送達された後に、当該特許権を譲渡、質権設定、使用許諾した時、当事者が当該行為には権利の根拠がないと主張する場合、人民法院はこれを支持しない。</p>
<p>第三十四条 人民法院生效裁判对于相关事实和法律适用已经作出明确认定, 当事人不服专利复审委员会依据该生效裁判重新作出的决定又提起诉讼的, 人民法院依法裁定不予受理; 已经受理的, 依法裁定驳回起诉。</p>	<p>第 34 条 人民法院の有効な判決に関連する事実と法律適用に明確な認定があり、当該有効な判決に基づいて專利復審委員會が改めて下した審決に当事者が不服で再度提訴した場合、人民法院は法に基づきこれを受理しない裁定を下す。既に受理している場合は、法に起訴を却下する。</p>
<p>第三十五条 专利复审委员会的决定认定事实或者适用法律存在错误, 但对专利权效力的认定结论正确的, 人民法院可以根据行政诉讼法第六十九条的规定判决驳回原告的诉讼请求, 但不撤销决定。</p>	<p>第 35 条 專利復審委員會の審決には事実認定或いは法律の活用に誤りがあるものの、特許権の効力の認定の結論は正しい場合、人民法院は行政訴訟法第 69 条の規定に基づき原告の訴訟請求を却下する判決を下すが、審決は取消さない。</p>
<p>第三十六条 人民法院审理专利授权确权行政案件, 可以根据当事人的主张和案件审理情况, 确定当事人应当提交证据的期限。当事人逾期提交证据的, 人民法院应当责令其说明理由; 拒不说明理由或者理由不成立的, 人民法院对该证据应当不予采纳。</p>	<p>第 36 条 人民法院が特許権登録審判確認行政事件を審理する場合、当事者の主張と事件の審理状況に基づき、当事者が証拠を提出しなければならない期限を確定することができる。当事者が期限内に証拠の提出をできない場合、人民法院はその理由を説明することを求めなければならない。理由の説明を拒否或いは理由が成立しない場合、人民法院は当該証拠を採用してはならない。</p>
<p>第三十七条 当事人主张有关技术内容属于本领域的公知常识, 或者有关设计特征属于外观设计专利产品的惯常设计的, 人民法院应当要求其提交证据证明或者充分说明。</p>	<p>第 37 条 当事者が関連する技術内容が当該技術分野での公知常識に属する、或いは関連意匠設計の特徴が意匠特許製品の常用設計に属すると主張する場合、人民法院はそれを証明する証拠、或いは十分な説明を提出するよう求めなければならない。</p>

<p>第三十八条 专利复审委员会在专利授权程序中依职权引入公知常识或惯常设计且听取当事人对该公知常识或惯常设计的意见，当事人主张属于违反法定程序的，人民法院一般不予支持。</p> <p>专利复审委员会在专利确权程序中未经听证主动引入当事人未提及的公知常识或惯常设计，当事人主张属于违反法定程序的，人民法院一般应予支持。</p>	<p>第 38 条 專利復審委員會が特許登録手続き中に職権に基づき公知常識或いは常用設計を引用するとともに、当事者に当該公知常識或いは常用設計について意見を求め、当事者が法定手続きの違反に属すると主張する場合、人民法院は通常これを支持しない。</p> <p>專利復審委員會が特許権確認審判手続き中に聴聞の機会なく積極的に公知常識或いは常用設計を引用し、当事者が法定手続き違反に属すると主張する場合、人民法院は通常これを支持しない。</p>
<p>第三十九条 专利权人在专利确权行政案件审理程序中提交新的证据，用于证明被专利复审委员会宣告无效的权利要求应当维持有效的，人民法院一般应予审查。</p> <p>无效宣告请求人在专利确权行政案件审理程序中提交新的证据，用于证明专利权应当被宣告无效的，人民法院一般不予采纳，但下列证据除外：</p> <p>（一）用于证明已在无效宣告请求程序中主张的公知常识或者惯常设计的；</p> <p>（二）用于证明外观设计专利产品的一般消费者的知识水平和认知能力的；</p> <p>（三）用于补强已被专利复审委员会采信的证据的证明力的；</p> <p>（四）用于反驳前款所称专利权人提交的新的证据的。</p>	<p>第 39 条 特許権者が特許権確認審判行政事件の審理手続き中に新たな証拠を提出し、專利復審委員會が無効とした請求項を有効に維持するための証明に用いた場合、人民法院は通常これを審査しなければならない。</p> <p>無効宣言申立人が特許権確認審判行政事件の審理手続き中に新たな証拠を提出し、特許権無効と宣告されるべき証明に用いた場合、人民法院は通常これを採用しない、但し、下記に掲げる証拠は除く：</p> <p>(1) 無効宣言請求手続き中に公知常識或いは常用設計の主張の証明に用いる場合；</p> <p>(2) 意匠特許製品に対する一般消費者の知識水準と認知能力の証明に用いる場合；</p> <p>(3) 特許復審委員會が採用した証拠の証明力の補強に用いる場合；</p> <p>(4) 前項に言う特許権者が提出する新しい証拠の反駁に用いる場合。</p>
<p>第四十条 本规定施行后人民法院正在审理的一审、二审案件适用本规定。</p> <p>本规定施行前已经终审，本规定施行后当事人申请再审或者依法再审的案件，不适用本规定。</p>	<p>第 40 条 本規定の施行後、人民法院は一審、二審の事件に本規定を適用する。</p> <p>本規定の施行前の終審事件、本規定の施行後、当事者の再審請求或いは法に基づく再審の事件には本規定を適用しない。</p>

【2】 商標業務關係に国家知識産権局の表示を開始(2018 年 6 月 8 日)

国家知識産権局は、5 月 29 日付で国家知識産権局公告第 267 号を公示し、行政改革に基づき、商標局などの業務の移管を受け、下記の関連業務の書類に「国家知識産権局」の印章を用いることを公示した。

1. 商標登録証

商標出願、受理、審査、異議、再審、行政訴訟、また商標行政再審を含みのこれらの手続きで用いられる書式に変更はなく、元の組織の印章

が用いられる。

2. 特許証

特許出願、受理、審査、再審、無効宣言、行政再審、また行政訴訟の手続きで用いられる書式に変更はなく、国家知識産権局の関連部署の業務印章が用いられる。

3. 原産地地理的表示の受理、承認、承認公告

4. 集積回路配置設計登録証

集積回路配置設計出願、受理、審査、登録及び登録取消手続きで用いられる書式に変更はなく、国家知識産権局の関連部署の業務印章が用いられる。

参考サイトは下記の通り。

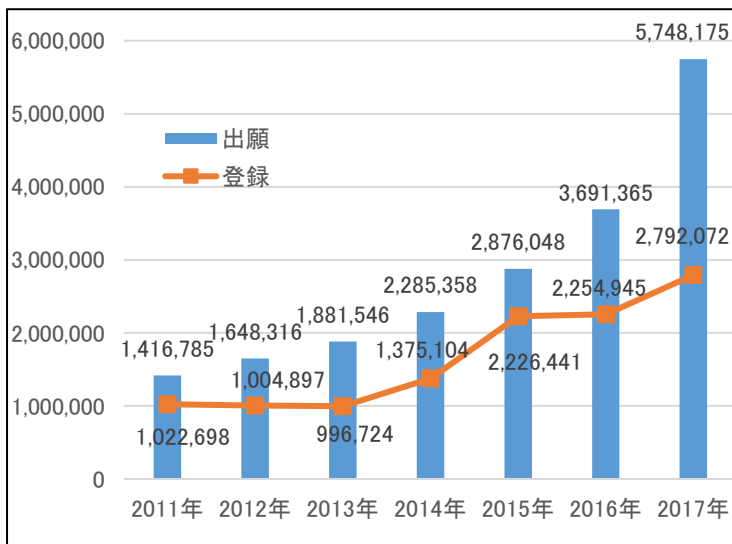
<http://www.sipo.gov.cn/zfgg/1124773.htm>



【3】2017年度商標戦略年度報告書の公示(2018年5月10日)

商標局は、2017年度の年次報告書である中国商標戦略年次発展報告書を公示した。公示日は5月10日である。今回の年次報告書は中国語版のみであり、その中から出願の統計情報をご紹介します。

関連サイト: http://sbj.saic.gov.cn/sbtj/201805/t20180510_274101.html



2017年の商標出願は、対前年比 55.7 ٪増加し、574.8 万件、内訳は国内 5,538,980 件(96.4%)、外国直接 1491,51 件(2.5%)、マドプロ経由 67,244 件(1.1%)であり、国内出願が 57 ٪も増加した一方、外国からの出願も 27 ٪、増加している。

国内出願では、広東省が 1,095,053 件と前年比 58.8 ٪も増加しているのは特徴的である。その他のトップ 5 位は北京市(490,086 件)、浙江省(546,987 件)、上海市(343,879 件)、江蘇省(352,736 件)と変わらず、全体の 51%を超える。

外国からの出願上位 5 か国に変動はないが、韓国が減少した以外、比較的大きな増加がみられる。日本からの出願の内訳は、直接出願が 16,846 件、マドプロ経由 3,541 件と直接出願が大きな割合を占めている。

一方、商標登録は、対前年比 23.8 ٪増で 279.2 万件、内訳は国内 2,656,039 件(95.1%)、外国直接 94,147 件(3.5%)、マドプロ経由 41,886 件(1.4%)である。

外国	2015年	2016年	2017年	伸率
アメリカ	36,877	34,677	43,565	+25 ٪
日本	16,403	14,419	20,387	+41 ٪
ドイツ	15,384	14,526	18,890	+30 ٪
韓国	17,940	20,515	16,156	▲21 ٪
イギリス	11,214	11,418	15,778	+38 ٪

商標局の平均審査期間は 8 か月以内に短縮されたと報告され、拒絶査定は 159.5 万件で対前年比 32%増加した。異議申立と無効取消の手続き状況は下記の通りで、異議申立、無効取消請求、不使用取消請求が増加している。

商標局	項目	2016年	2017年	伸率
商標出願 異議申立	国内出願	32,034	50,920	+59 ٪
	外内出願	24,989	21,222	▲15 ٪
	マドプロ出願	251	417	+66 ٪
登録商標 無効取消	無効申請	7,494	13,180	+76 ٪
	取消申請(不使用取消など)	31,497	56,705	+80 ٪
	取消申請(同マドプロ出願分)	9,640	9,145	▲5 ٪
	登録商標無効決定	12,999	13,741	+6 ٪
	登録商標取消決定	19,516	28,505	+46 ٪
	マドプロ国際登録分取消決定	7,174	9,510	+33 ٪

商標審査委員会における再審(復審)や審判の手続き状況は下記の通りで、出願拒絶査定への復審と無効宣告の請求は変わらず増加傾向である。改正商標法により無効宣言は増加している。無効申立の復審案件も増加傾向である。行政不服訴訟は難しい案件が増加しており、全体的に増加に転じている。

審査委員会	項目	2016年	2017年	伸率
申請	商標出願拒絶査定復審	130,576	174,118	+33%
	登録商標取消復審	4,620	6,273	+36%
	登録商標無効宣言	19,640	23,173	+18%
審決	商標出願拒絶査定復審	104,180	144,215	+38%
	登録商標取消復審	4,436	24,679	+33%
	登録商標無効宣言	14,113		
行政訴訟	第一審	5,345	9,310	+74%
	第二審	2,482	2,228	▲10%
	再審	197	249	+26%

【4】特許出願関係費用(登録時費用の廃止など)の改正予告(2018年8月1日)

財務部と国家発展改革委員会は、4月12日付共同で社会の負担軽減、実体経済の進展の促進、行政経費の削減などにに基づき、行政手続き費用の改正を公示しており、その中に特許関係の局費用の削減等が含まれている。国家知識産権局によると、詳細は7月に公示する予定とのことであるが、ご参考までご紹介する。

1. 国内特許出願での特許局費用削減

特許認可時費用、登録印刷費用、代理人変更費用の削除

(1) 特許認可時費用

発明特許	200元
実用新案特許	150元
意匠特許	150元

(2) 登録印刷費用 50元

(3) 代理人変更費用 50元

2. PCT出願での特許局費用削減

国際段階送付手数料 500元

3. 実体審査請求費返還 50%

通常の特許出願 1250元

PCT経由(特定) 1000元

第1回目OA応答期限以内の取下げ申請をした場合、但し、期限前に既に応答済みの場合は不可。

従来は実体審査開始通知が発行された後は認められていなかった。

4. 年金納付期限の延期他

(日本企業は無関係)

参考サイトは下記の通り。

http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201804/t20180416_2868702.html

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

